

役員報酬・役員費用弁償規程

第 1 条 役員費用弁償に関する規程は、本規則の定めるところによる。

第 2 条 費用弁償は次の各号による。

- 1) 研修費・各種行事への参加等
- 2) 理事会
- 3) 評議委員会
- 4) 監事会
- 5) 評議員選任・解任委員会

第 3 条 費用弁償は、通貨で直接本人に支給する。

第 4 条 研修会・各種行事のための出張の都度支給する。

第 5 条 費用弁償額に変更があった場合は、変更の日より新給与によって支給する。

第 6 条 費用弁償額については評議委員会の承認を得て決定する。

第 7 条 日当、研修費の支給は次の通りとする。

- 1) 研修費・各種行事への参加等
 1. 報酬 5,000円(税抜き)
 2. 姫路市、西播磨地区以外は公共交通機関交通費を実費支給する
自家用車使用の場合1km37円支給する
 3. 宿泊費 実費
- 2) 理事会
 1. 報酬 5,000円(税抜き)
 2. 姫路市、西播磨地区以外は公共交通機関交通費を実費支給する
自家用車使用の場合1km37円支給する
- 3) 評議委員会
 1. 報酬 5,000円(税抜き)
 2. 姫路市、西播磨地区以外は公共交通機関交通費を実費支給する
自家用車使用の場合1km37円支給する
- 4) 監事会
 1. 報酬 5,000円(税抜き)
 2. 姫路市、西播磨地区以外は公共交通機関交通費を実費支給する
自家用車使用の場合1km37円支給する
- 5) 評議員選任・解任委員会
 1. 報酬 5,000円(税抜き)
 2. 姫路市、西播磨地区以外は公共交通機関交通費を実費支給する
自家用車使用の場合1km37円支給する

付則

この規程は平成16年4月1日より実施する。

この規程は平成16年12月1日より改正実施する。

この規程は平成21年4月1日より改正実施する。

この規程は平成22年3月14日より改正実施する。

この規程は平成13年12月1日より改正実施する。

この規程は平成27年10月1日より改正実施する。

この規程は平成29年4月1日より改正実施する。

この規程は令和2年4月1日より改正実施する。